

大正時代の村社昇格運動と地域社会

—群馬県佐波郡茂呂村下茂呂千本木神社の場合—

時 枝 務

はじめに

大正時代は、村落の象徴である鎮守が、大きな変容をみせた時代であった。

内務省によって、明治三十九年（一九〇六）から開始された神社整理は、全国的に地域社会の神社を大規模に整理する計画で、それまでの村落祭祀の体系を根本から揺るがす大事業であった。それは、維持困難な神社を統廃合することで、それまで神社に支出していた神饌幣帛料を削減して町村の財政を健全化するとともに、地域社会の精神的な拠所として改めて神社を位置づけ直し、そのことで町村の行政力の強化を図ろうとするものであった。⁽¹⁾

日露戦争後の地域社会は、さまざまな問題を抱えていたが、明治政府はそれら諸問題の解決のための施策として地方改良運動を企て、その一環として神社整理を画策した。

つまり、神社整理は、祭祀に関連する施策としての性格よりも、地域再編成を目的とした地方行政策としての側面が強かったのである。

当時の地域社会では、行政体としての町村よりも、より小さな社会的単位である大字などが近世以来の実質的な力を保持していたが、そうしたあり方を根本から変革し、町村に実体を与えて行こうというのが明治政府の目論見であった。そのため、神社整理を断行し、一つの町村においては、一社のみを残して村社として保護し、そのほかの神社を統廃合するという一町村一社が原則とされたともいわれ、少なくとも達成すべき理想的な目標とされた。

実際には、神社整理は、地域社会のあり方に規制されて多様な姿をみせることになるが、地域の神社祭祀に重大な影響を与えた点はすべてに共通している。神社整理の実施は、地域社会の祭祀体系に少なからぬ混乱をもたらし、明

治政府の期待に反して、神社に対する敬神の念が薄れたとさえいわれる。当然、神社整理への反発は根強く、さまざまなかたちで地域社会からの反撃が試みられたことは周知の通りである。

神社整理終了後、小祠の復祀をはじめ、整理後の状況は可能な限り復帰しようとする動きがしばしばみられたことが改めて指摘するまでもないが、それと類似した動きの一つが昇格運動である。昇格運動の大部分は、郷社以上の社格に列格されることを目指す運動であるが、なかには無格社から村社への昇格を目指した場合がみられた。村社は、社格としては一番下であったが、地域社会の鎮守にふさわしい社格として捉えられていた面もあった。そこで、自分たちの鎮守を、無格社ではなく、社格のある神社にしたいという強い願いを抱き、実現に向けて行動したのが村社昇格運動である。

本稿で取り上げる群馬県佐波郡茂呂村下茂呂の千本木神社の事例は、神社整理後に村社昇格運動を開始し、最終的に目的を達成した数少ない例である。ここでは、茂呂村における神社整理の実態を述べた後、千本木神社の村社昇格運動の経過を史料に即して紹介し、それを担った地域社会のあり方を検討したい。小さな村の小さな出来事ではあるが、むしろそこに焦点を当てることで、近代日本の地域社

会に起こった神社祭祀の変貌の実態に迫れるのではないかと思う。

一、明治後期における茂呂村の神社整理

まず、茂呂村の概要と、同村の明治時代後期における神社整理について、簡潔に触れておこう。

近代の茂呂村は、広瀬川左岸の台地上から右岸の沖積平野にまたがる範囲を占める地域の行政村で、この地域の中心的な都市である伊勢崎町のすぐ南側に位置する。中世には淵名荘の師郷と呼ばれたことが史料にみえ、板碑や五輪塔などの石造物が多数分布しており、逸早く開発が進んでいた地域であったことが知られる。近代の茂呂村は、江戸時代には茂呂村と今泉村の二村に分かれており、支配関係のうえではそれぞれ別々の経過を辿った。³⁾

江戸時代の茂呂村は、最初前橋藩領であったが、寛永十四年（一六三七）に伊勢崎藩領になり、寛文二年（一六六二）には再び前橋藩領に戻り、天和元年（一六八一）に再度伊勢崎藩領となるというように、その支配は複雑な経過を辿った。村高は、『寛文郷帳』によれば九六六石で、うち田方二三二石、畑方七三五石で、圧倒的に畑方が多い村であった。

一方、近世の今泉村は、文禄年中（一五九二～一五九六）

に茂呂村から分村したと伝えられ、最初前橋藩領と旗本土屋氏の相給であったが、前橋藩領分については茂呂村と同様に変化し、旗本領については土屋氏が絶家したため、最終的には杉山氏・新見氏・上総一宮藩領に分割され、四給となった。村高は、『寛文郷帳』によれば五二一石余で、うち田方一一七石余、畑方四〇三石余で、畑方主体の村であった。

このように、茂呂村と今泉村は、支配は異なるが、いずれも畑方主体の村であったように、生業など日常生活の面では共通する部分が多かった。

明治二十二年（一八八九）になって、江戸時代以来のまとまりである茂呂村と今泉村が合併して茂呂村となり、茂呂と今泉の二つの大字から構成される行政村が誕生した。役場は、大字茂呂の上の山に置かれたが、それは交通の要衝である同地がこの地域でもっとも賑やかな場所であったからにはかならない。

その後、昭和十五年（一九四〇）に伊勢崎市に併合され、何度かの行政区画の変遷を経て、現在は伊勢崎市新栄町・北千木町・南千木町・茂町・茂呂町一〜二丁目・美茂呂町・今泉町一〜二丁目・粕川町となっている。

ところで、江戸時代の茂呂村は、上茂呂・中茂呂・下茂呂の三つの社会的なまとまりからなり、上茂呂と中茂呂に

それぞれ飯福大明神、下茂呂に千本木大明神が祀られ、いずれも真言宗退魔寺が管理していた。一方、江戸時代の今泉村は、八幡宮・愛宕宮・飯福社の三社が祀られていたが、いずれも曹洞宗法長寺が管理していた。上茂呂・中茂呂・下茂呂・今泉は、それぞれが生活の基本的な単位として機能していたムラであり、村人にとって帰属意識が持てる地域社会であった。

近代の茂呂村が成立する以前の明治十二年、群馬県では、神社の名称・鎮座地・祭神・由緒・社格・氏子数・基本財産などについて調査し、「神社明細帳」を作成した。それは、神社の公的台帳として昭和戦前期まで使用されたが、茂呂村では中茂呂の飯福神社が村社とされ、上茂呂の飯福神社と下茂呂の千本木神社は無格社として位置づけられた。中茂呂の飯福神社は、茂呂村の総鎮守といわれ、他の神社よりも一段上の存在と見做された。一方、今泉村では、八幡宮が村社に指定され、減田町の愛宕神社と大谷戸の飯福社が無格社とされた。

茂呂村の神社合併は明治四十年に実施され、上茂呂の飯福神社が中茂呂の飯福神社に、今泉の愛宕神社と飯福神社が八幡宮に合祀されたほか、数多くの小祠が上茂呂と中茂呂、下茂呂、今泉というまとまりごとに近くの鎮守に合祀された。その結果、中茂呂の飯福神社は、基本財産が強化

され、氏戸数が大きく増加し、茂呂村の村社としての面目を保った。その反面、上茂呂では神社がなくなり、祭祀は中茂呂の飯福神社と合わせておこなわれることになった。今泉の八幡宮は、同様に村社に指定され、茂呂村では二社が村社となり、結果的に一大字一社の神社整理を達成した。下茂呂の千本木神社は、神社整理後も存続できたが、無格社であったため、いつ合祀の対象とされるかわからない状況となった。無格社であった千本木神社は、社格のうえでいえば上茂呂の飯福神社と同列であり、合祀の対象となり得る存在であった。鎮守を失った上茂呂の村人の無念さ聞き、自分らも同じ境遇に立たされる危険を感じ、鎮守の大切さを痛感したはずである。こうして、鎮守千本木神社の存続のための昇格運動を必要とする条件が出来し、自分たちの鎮守が合祀対象となるかもしれないという危機意識が運動の原動力となり、下茂呂で村社昇格運動が展開されることになったのである。

二、社殿屋根葺替え工事

千本木神社の村社昇格運動については、氏子総代が廻り持ちで管理している文書に含まれている大正四年（一九一五）から同十三年まで氏子総代が記した「日誌」⁽⁴⁾に詳しいので、ここではそれによって運動の開始以前から運動の終

焉までの流れをみておきたい。

まずは、村社昇格運動に先立って実施された社殿屋根葺替え工事の状況を、「日誌」によってあとづけておこう。

大正五年六月二十一日、千本木神社の氏子総代・氏子委員総会が開催され、社殿の屋根の葺替え工事に関し、「屋根替費徴収方法ヲ戸別等級割ニ準シ徴収スル事」と「徴収金額ハ金壹百円ヲ第一期トシ七月十二日ヲ期日ト定メ徴収スル事」が決定された。

等級割は、所得などに応じて設定された等級を基準に課せられる徴収方法であるから、少なくとも総会以前に等級が決められていたはずである。所得などの把握には、公的な情報が必要であり、なんらかの方法で等級表を事前に作成していた可能性が高い。それをもとに割り付けたと考えられるが、実態に関する情報はなく、所得・土地所有高などのうちどれを基準としたものなのか、管見の限りでは不明である。

七月十六日には、各戸から徴収した一〇〇円二八銭に加え、農工債券利子金三〇〇円のうち二〇〇円を銀行に預金し、農工債券利子金の残りである一〇〇円を社費に当てた。わずか一箇月足らずで、目標額を達成したところに、村人の実行力の強さをみることができるといえる。

七月十九日には、再び氏子総代・氏子委員総会を開き、

屋根替え費の第二期の徴収を、八月二十八日を期日と定めておこなうことに決定した。八月二十八日までは一〇〇円二三銭の徴収を達成し、同日中、下茂呂在住の大工に、屋根替え設計図面と工事費見積書の作成を依頼した。

十月十六日、屋根替えの件について、氏子総会を開催し、「屋根替工事ニ直チニ着手スル事」「第三期工事費ヲ徴収スル事」「工事委員五名ヲ撰挙スル事」を決定し、その場で工事委員五人を選出した。氏子総会は原則として氏子全員が集うもので、代表が集う氏子総代・氏子委員総会よりも重大事項を審議することが必要な場合に開催されるものであり、工事実施の最終決定がいかに重大なものと考えられていたかをうかがうことができる。逆にいえば、それだけ氏子の意思が重視されていたわけで、民主的なあり方といえる。

また、すでに二期にわたって徴収したうえに、さらに第三期の徴収をおこなうことへの氏子の意識に対する氏子総代の配慮を読み取ることができよう。民意に問う姿勢が、氏子総代側の基本的な態度であるところに、大正時代固有の状況を読み取ることができるかもしれない。

十一月十二日までは第三期徴収金一〇〇円二四銭が集まり、屋根瓦を瓦職人に発給するとともに、下ろした萱屋根を払い下げるために投票による入札を実施し、一円二二

銭で落札した。十二月七日には、佐波郡長が巡視し、郡書記による神社会計の検閲がおこなわれた。

こうして、村人からの多額の徴収によって、無事に屋根替えの目的がたつたのである。それは、屋根葺替え工事による社殿外観の整備が、引き続きおこなわれる予定であった村社昇格運動の前提となる事業であることを、氏子誰もが知っており、氏子の積極的な協力が得られたゆえに、初めて実現できた大事業であったといえよう。

大正六年二月二十日、屋根替え工事の着手に先立って遷宮式が挙行され、二十五日にはいよいよ大工によって着工された。三月十二日に開始された「地固め」は十五日に終了し、その後工事が進み、四月一日には竣工したので、上棟祝金三円を大工に贈呈した。その後も工事は継続され、五月十一日には瓦が葺き終わり、瓦屋へ祝金二円を贈呈した。七月二十五日には、屋根に漆喰を塗る工事が終わり、祝金二円を左官屋に贈呈した。さらに、九月二日には社殿本体の修繕工事が終わり、十月五日には社殿塗替え工事が終了し、ここに千本木神社社殿の修築工事が完了した。

十月七日に開かれた氏子総会で、社殿工事費の決算報告がなされ、その場で遷宮式の期日・経費・余興などについて協議された。その結果、遷宮式は十月十六日の午後一時からおこなわれることになり、経費は金五〇円と決まった。

また、余興費として金一〇円が計上され、各組合から余興委員一人を選出して準備に当ることとし、余興費の賦課方法は等級割七分、平等割三分に決定した。等級割は所得に応じた配分、平等割は戸別に平均して割り当てるもので、等級割が優先しているところに当時の民主的なあり方に対する考え方を見出すことができよう。

「日誌」は詳細を語らないが、こうして遷宮式が無事終了し、村社昇格運動を開始する条件が整えられたのである。

三、村社昇格運動の開始

大正十年十一月二十五日に氏子総代が集り、祭典費と電灯料の会計をおこなったが、その席上で同月十四日に昇格願が却下されたことが報告された。その理由は「基本財産少額ノ為メ猶積立金ヲ増額スル様」というものであったが、それを受けて、当初近日中の開催を予定していた氏子一般の会合は開催を見合わせるようになった。

この「日誌」の記事から、それ以前に村社昇格運動が開始されていたことが判明するが、具体的な経過は不明である。大正六年の社殿屋根葺替え工事終了後、大正十年までの間に、村社昇格運動の必要性が説かれ、総代会などで審議されたはずであるが、その辺のことは「日誌」にはみえない。隠密裏に進められたのであるうか。最初の記事は、

いきなり却下されたという報告であり、それ以後頻繁に運動の状況が書き留められるようになる。

大正十一年一月四日、千本木神社の昇格に必要な基本金の増加の件について、午前八時から下茂呂会所で集会がもたれた。八五人の氏子が参加し、氏子総代から昇格願却下の経過について詳細な報告があり、約一五〇〇円の基本財産を積み立てなければ昇格の見込みがないことが説明された。そこで、基本財産積み立ての可否が議題となったが、満場一致で基本財産の増加が決定された。

その積み立ての方法として、「一時借入金ヲ成シ直ニ昇格ノ手續ヲ進行サスル」手段が採用され、「借入金ニ関シテハ現在総代人ニ一任スル」ことになり、三回に分けて氏子から基本金を徴収することになった。それは、第一期が二月中旬までに五〇〇円、第二期が春蚕後に五〇〇円、第三期が秋蚕後に五〇〇円を目標とし、平等割三分・等級割七分の割合で全戸から徴収するというものであった。

一月十九日、氏子総代が佐波郡役所に出向き、昇格の条件について再度確認をした。その後、二月三日に下茂呂興業組合から一五〇〇円を借り入れ、即日銀行に預けた。十一日には、氏子総代が集り、基本財産増加積立金の第一回徴収金を調べ、十七日に「徴収ノ切符」を発行することに決定した。十七日には、千本木神社で帰郷軍人奉告祭を開

催し、基本財産積立金の徴収金五〇〇円を興業組合に返金した。また、同日、昇格願書を村役場に提出した。

ところが、三月二十三日、昇格願書が却下された。その理由は社掌が欠員であったため、速やかに神職推薦書を提出し、その許可が下りてから、訂正の上改めて願書を出すようにという指示があった。

そこで、翌二十四日、下淵名村（現伊勢崎市）の大国神社社掌新井久平氏に千本木神社社掌を依頼するという前代からの方針を受けて、氏子総代が同氏宅を訪ねたが、この日は再会を約束するに留まった。二十九日、氏子総代が再度交渉に訪れたが、結局承諾は得られなかった。四月三日、神武天皇祭を執行した後、神職の件について氏子総代の協議が持たれ、名和村（現伊勢崎市）の飯玉神社社掌中根重忠氏に交渉し、もしそれがだめだった場合には八寸村（現伊勢崎市）の岡本氏と交渉することに決定した。

翌日、氏子総代が中根氏に千本木神社社掌の件で相談に訪れたところ、もう一度新井氏に考え直してもらおうようにとのことであったので、中根氏に新井氏あての手紙を書いてもらい、氏子総代がそれを持参して、午後新井氏を訪ねた。その結果、新井氏と中根氏の間で協議することになり、その日のうちに、もし飯玉神社の氏子総代の諒解が得られれば中根氏が引き受けるとの回答が新井氏からもたらされ

た。

四月六日、中根氏が千本木神社社掌を兼務することを飯玉神社の氏子総代が承認した旨の連絡が新井氏からあり、夜になって社掌俸給額および新井氏への謝礼について氏子総代の会合がもたれたが、参加者が少なかったため決定には至らなかった。そのため、七日の夜に、氏子総代・氏子委員一四人が出席し、再度前夜の議題について協議がなされた。その結果、新改正令の九級俸四〇円を支給することに決定し、村社昇格実現の折は増額することにして、中根氏と交渉することになった。また、新井氏への謝礼は、三円から五円の間とすることになった。

八日、氏子総代が中根氏に交渉に行き、九級で承諾を得た。直ちに社掌推薦書などの書類の作成に着手したが、飯玉神社の氏子総代の連署が必要のため、九日に書類を中根氏のもとへ届けた。十六日、中根氏から書類が届き、それを十七日に茂呂村役場へ提出した。

五月十八日、茂呂村役場から社掌指令が交付され、二十一日に氏子総代が中根氏に手渡した。その際、神社の預金などの名義は社掌名義とし、印鑑は氏子総代が保管するところが取り極められた。二十二日、新井氏に、謝礼金五円を贈呈した。六月二日に預金の名義変更を済ませ、十九日に昇格願書を茂呂村役場に提出した。

四、村社昇格の実現

しかし、七月十七日にまたもや却下され、佐波郡役所から訂正すべき点について説明があった。十八日と十九日の両日、願書訂正のために前年度収支を調べ、二十一日に願書のための下調書を郡役所に提出した。八月十日、佐波郡役所から検閲済みの願書が届いたので清書を始め、十八日に願書に添付する証券・預金の保管証明を準備した。

二十七日に借金返済の件について氏子総代の会合が持たれ、第二回徴収金として六〇〇円を前回同様の方法で集めることになり、八月末までに切符を配付し、九月十日に徴収することに決定した。八月二十八日には四回目の村社昇格願書を茂呂村役場に提出した。九月十日には、予定通り第二回徴収金が集められ、会計がおこなわれた。

そうしたなか、九月二十八日、またもや願書が却下された。

十月一日、昇格願いと例祭の打合せのため、氏子総代が社掌を訪問した。二日、氏子総代の会合が持たれ、昇格願いに必要な伊勢崎藩主酒井氏寄進の高張提灯を張替え、社内常灯とし、その写真を撮影することに決まった。また、決算および積立金第二回徴収金の報告がなされた。

三日には、地元の龍頭神獅子舞連中から十七日の例祭に

参加したいとの申し出があり、氏子総代会を急遽開催し、三五円以内の費用でおこなうという条件で許可することになった。四日、龍頭神獅子舞連中に許可する旨を伝え、中根氏と例祭について打合せをおこなった。龍頭神獅子舞は、下茂呂に伝わる三匹獅子舞で、古来千本木神社に奉納されてきた芸能であるが、雨乞いに効験があることでも広く知られていた。

五日、昇格願いの打合せのため、氏子総代が群馬県庁へ出向いた。十五日、昇格願いに添付するために、高張提灯および龍頭神獅子舞の写真を撮影した。二十三日、昇格願書を付箋の通り訂正し、佐波郡役所の閲覧を受け、清書することになった。十一月八日、氏子戸数の訂正が、十一月一日付で群馬県から認可されたとの連絡があった。十四日、清書を終えた昇格願書を、茂呂村役場へ提出した。

大正十二年二月十六日、群馬県庁から、昇格願いについて付箋による照会および追加添付書が必要とする旨の通達があり、氏子総代が佐波郡役所へ出頭した。三月五日、昇格願いの実地検査として群馬県社寺係大凶軍之丞が来村し、佐波郡書記・茂呂村書記の立会いのもとに調査がおこなわれた。その結果を受けて、九日に、添付書類などを佐波郡役所へ提出した。

十日、昇格願いについて群馬県学務課から問い合わせが

あり、氏子総代が出頭したところ、由緒中に北条氏康とあるのは氏政の誤りではないかとの質問があり、再度調査することになった。十一日、郷土史家の相川之賀氏に調査してもらった結果、氏康が正しいことが判明し、相川氏から群馬県庁へ報告してもらうことになった。

五月一日、佐波郡役所から昇格願いの件で出頭するようにとの連絡があり、氏子総代が出頭したところ、大正十一年度収支決算および大正十二年度収支予算を添付するようにとのことであった。また、当日、電話で氏康が正確であることを、群馬県に報告した。

十三日、昇格願いに添付する書類の打合せのため、群馬県庁へ氏子総代が出頭したところ、大正十二年度予算書を至急学務課へ提出するように申し渡された。十四日、予算書を群馬県に郵送した。

二十六日、群馬県は昇格申請を受理することを決定し、上毛新聞などに「千本木神社の社格昇格申請」の記事が載った。六月一日、佐波郡役所から、八日付で千本木神社が村社に昇格したとの指令が内務省より到着したとの、電話連絡があった。十八日、千本木神社を村社に列するとの、内務省の指令を受領した。

また、その折に群馬県から社務所の建設、幣殿屋根葺替え、社殿修復について指示があったため、氏子総代の協議

がもたれたが、参加者が少なかったため、翌日に持ち越された。十九日朝から会所で会合が開かれ、農繁期のため昇格奉告祭は氏子総代だけで略式におこなうこと、昇格奉告祭は同月二十四日から二十七日に執行すること、基本財産借金取り立ては、等級決定のうえ七月七日におこなうこと、氏子に報告することなどが決定された。そして、六月二十四日、氏子総代全員参加のもと、社掌による神事が厳かに修され、略式の村社昇格奉告祭が執行されたのである。

その後、七月二十三日には、神饌幣帛料供進社に指定され、名実ともに村社としての格を得ることができた。九月二十五日には氏子総代会を開催し、氏子のための村社昇格奉告祭について話し合い、翌々日五六人の氏子が出席して氏子総会を開催し、「協議決定事項」として「一、十月十七日氏子ハ一般ニ奉告祭場ニ参列スルコト」「二、祭事ハ震災ノ時節柄務メテ質素ニシ氏子一般ニハ御札ト一合掲ノ御供ヲ一個配付スルコト、外御神酒四斗樽一本ヲ当日神庭ニ於テ召上ルコト」「三、入口ニ花崗石村社標杭ハ（見積三十三円）惣代人会ノ原案ヲ承認ス」「四、祭場ニハ青年会員、軍人支会員、処女会員、両区長、村長、書記、高等小學校生徒（少々記念品ヲ呈ス）及昇格ニ付御配慮ヲ蒙リタル人々ニ参列ヲ乞フコト」「五、昇格ニ関シ御配慮ヲ煩シタル人々ニ対シ此際記念品ヲ贈呈スルコト、但シ人撰及紀念

品ハ惣代人ニ一任ノコト」「六、今回ノ費用ハ十二年度戸数等扱ニヨリ徴収シ残金ヲ生シタル場合ニハ十二年度経費中ニ繰入ルコト」など六箇条が決定された。

そして、十月十七日には、午前十時三〇分、会所とした氏子総代八田栄藏宅から供物などを神社に運び、準備万端を整えた。龍頭獅子舞を先頭に奉幣使石崎茂呂村長・佐波郡長代理多賀谷書記・郷土史家相川之賀・区長・青年会員・処女会員・軍人分会員・小学校長・氏子小学校生徒・氏子惣代人・氏子一般の順に行列をなして社殿に上がり、午前十一時祭事を開始し、十二時に無事祭事を終えたのであった。一般氏子は神庭で御神酒をいただき、来賓は会所で休息し、弁当と記念品を受け取って午後一時に散会した。こうして、村社昇格運動は、見事に成功したのであるが、その後も社務所建設などの課題が残り、氏子の負担はすぐに軽減されることはなかった。しかし、村社になったことで、鎮守を喪失するかもしれないという不安は取り除かれ、千本木神社の祭祀は従来以上に整ったものとなったのである。

五、村社昇格運動の担い手

上記の経過からあきらかなように、村社昇格運動は基本財産の増加・社掌の設置・建物の修築・由緒の調査など多

岐にわたる活動からなっており、氏子全体の積極的な協力のもとに、氏子総代を中心に展開された。氏子総代は、運動の基本方針の策定に当たるとともに、交渉や手続きなどの事務的な仕事をすべて担い、運動を率先して進めた。村社昇格運動の実質的な担い手は、氏子総代とみてまちがいないが、彼らは村内においてどのような立場に置かれていたのであろうか。

「日誌」には、大正四年十月三日の氏子総代・氏子委員改選の記事がみられ、氏子総代が五人であったこと、氏子委員のなかから選出されたことが知られる。なお、任期は三年で、重任は妨げない原則であったと伝えられている。氏子委員は各伍長組から一人が選挙によって選出され、菊池孝作以下一七人が氏子委員に就任したが、そのなかから再び氏子委員の選挙によって五人の氏子総代が選出された。この年の氏子総代は、大和藤吉・新井伝七・菊池幸藏・鈴木市五郎・菊池順之の五人で、大和・新井・菊池・鈴木のイッケの代表としての側面を持っていた。

伍長組は、基本的には近隣組で、伍長もしくは組長を置いている。伍長・組長は、伍長会を開催し、評議員とともに村の運営をおこなう存在である。伍長組は、近隣組であるから本来は地縁的な組織であるはずであるが、同族団であるイッケが集住する傾向があるため、実際には血縁的な

要素を多分に含んだ組織である。そのため、氏子総代の選出にあたってイッケに対する配慮が働き、氏子総代がイッケの代表としての性格を帯びたものとみられる。

しかし、氏子総代が固定されることはなく、一定のバランス感覚に立脚したものであったことは、「日誌」にみえる大正十年十月十五日におこなわれた改選の結果が、大正四年とは大きく異なっていることよって判明する。それは、一七人の「委員」から、八田栄蔵・大沢喜太郎・菊池幸蔵・菊池辰五郎・鈴木近蔵の五人の「社総代」が選出されたが、菊池・鈴木イッケは相変わらず含まれているものの、大和・新井に代わり八田・大沢が新たに入るといふ変化がみられるものであった。「委員」は氏子委員、「社総代」は氏子総代の異称で、氏子委員は戦後世話人、氏子総代は神社総代と呼ばれるようになるが、この体制は昭和五十年頃まで維持された。⁽⁶⁾

このように、氏子総代は、特定の家に偏るようなことはなかったが、村の社会関係を色濃く反映したものであった。名望家とまではいかないが、村内の格式ある家の人物が選出される傾向は否めず、村の上層の家から選出されるのが通常であった。彼らは、氏子委員から選出される決まりであったが、氏子委員を選出するのは一般の氏子であった。氏子は、居住すれば自然と氏子になるとされ、新興宗教な

どに加入している家が意図的に氏子であることを拒む例がないわけではないが、原則的には村人と同義と考えられている。

氏戸数は、大正期の実数を知ることができる史料に恵まれているが、明治十一年には一五四戸のみであったのが、昭和十一年には二一九戸に増加していたことが知られるので、二〇〇戸前後ではなかったろうか。⁽⁸⁾

氏子は、お札を受け取り、氏子委員を選出する権利があるとともに、氏子費を支払う義務がある。この氏子費の延長線上に位置づけられたのが、村社昇格運動における経済的な負担で、それは氏子全体に及んだ。その賦課方法も、平等割三分・等級割七分の割合で各戸に課すというものであり、実質的には村の家々からなる氏子組織が請け負うものであった。その点で、村社昇格運動は、村落をあげての取り組みであり、氏子の理解と協力がなければ決して実現できない性質のものであった。

では、村社昇格運動は、村内で完結するような運動であったかといえ、決してそうではない。なによりも行政との関係のなかで立ち現れてきた運動であり、役場職員や神職、果ては郷土史家まで巻き込んで展開されたところに、村外への広がりをみることができる。とりわけ、茂呂村役場や佐波郡役所は、昇格願いを受理するだけでなく、積

極的に行政指導を展開しており、むしろ氏子総代を支援したと云って過言でない。それは、細部にまで及ぶものであったとみられ、疑問点に付箋を貼るだけではなく、清書に先立って下書きを点検するなど、個別具体的な支援であったことが知られる。

行政が神社整理を推進した母体であることからすれば、整理後の状態が崩れることを決して好ましいとは考えなかつたと予測されるにも拘わらず、実際には村社昇格運動への支援を惜しまなかつたのである。行政の支援なくしては、村社昇格運動が成功することはなかつたであろうことを考えると、その存在はまことに大きなものであつたといわざるを得ない。その背景には、当時の地方行政機関が、地元出身者を主要な構成員とするために民情に詳しく、日常的に地域社会と頻繁に交流していたという事情があるのが、大正期の時代性が反映している可能性も考慮せねばなるまい。

いずれにせよ、村社昇格運動は、千本木神社の氏子総代が主たる担い手であつたが、彼らを支えた氏子と行政という二者を無視しては運動の全体像を見失うことにならう。下茂呂の氏子の支援のもと、氏子総代は茂呂村役場や佐波郡役所の協力を仰ぎつつ、村社昇格運動を推進したのである。

なお、神職の動きはかならずしも活発ではなく、佐波郡神職会については直接的な動きを確認できない点、郷社への昇格運動の場合とは異なる部分がある可能性が指摘できよう。いうまでもなく、郷社やそれ以上の社格への昇格を目指す運動においては、神職の活発な活動が顕著にみられるのであり、その相違点は明白である。村社昇格運動における神職の活動がかならずしも活発でないのは、もともと神職が不在であつた千本木神社固有の特色なのか、より広くみられる現象なのか、今後注意していきたい。

おわりに

村社は、社格制度のもとでの末端の社格で、本来村の鎮守の地位とすべき性格のものである。ところが、明治時代末期、地方改良運動の一環として町村合併が進められた結果、かつて村であつたまとまりが大字となり、村の象徴であつた鎮守まで整理される事態が引き起こされた。神社整理である。

神社整理後、群馬県那波郡茂呂村では、大字茂呂の飯福神社と大字今泉の八幡宮の二社を村社に指定し、それ以外の神社は無格社として扱つた。神社整理は、一町村一社にまで絞り込むのが望ましいといわれ、村社を一大字一社にまで整理した茂呂村ではあるが、より一層の神社整理の推

進もあり得ないわけではなかった。

そのため、無格社はいつ整理されるかわからないという状況が生じ、無格社千本木神社を鎮守としていた下茂呂では、鎮守を喪失する危機に直面することになった。そこで、村社に昇格させることで、鎮守の存続を図ろうという村社昇格運動が展開されることになったのである。その意味で、村社昇格運動は、鎮守保護運動でもあった。

運動の詳細な経過は、すでに述べたところであるが、願書を提出しては却下されるという作業を繰り返し、ようやく昇格を達成した。達成後、茂呂村では村社が三社となり、大字茂呂では大字に二社が存在することになった。行政当局とすれば、一度一大字一社を達成していながら、ある意味で後退を余儀なくされたわけであるが、茂呂村役場には下茂呂の意向を無視できない状況があったとみてよい。本稿では取り上げることができなかったが、下茂呂は養蚕や織物業が盛んな地域で、経済的に恵まれていたことが、村社昇格の実現に大きな影響を与えたと考えられる。

最後に、今後の課題を明記し、拙い考察を終えたい。

今回は、運動を推進した氏子総代や氏子の意識を分析する史料に出会うことができなかったが、彼らが昇格達成を大いに誇りに感じたであろうことは容易に推測できる。今後、個人的に記された回想録のような史料に巡り合えれば、

氏子の心意にまで到達できるかもしれない。もしそうした史料が存在しないとすれば、氏子の行動から心意をうかがう方法を練磨し、鎮守が村社として存続したこともつ意味に迫る作業が、これからの大きな課題となろう。

また、茂呂村において神社整理が実施されたのが明治四十年でありながら、村社昇格運動が本格的に始動したのは大正十年であることの歴史的意味についても、今回はなんら言及することができなかった。ただ、氏子―氏子委員―氏子総代という村内のシステムが確立しており、通常は氏子総代会で審議されるが、重要案件については氏子会が開催されるというような運営方法も見事である。ここでは、こうした神社の維持・管理をめぐる地域社会システムの確立が、村社昇格運動が成功した理由の一つと考えられる点に注目しておきたい。その組織化の時期や展開過程が判明すれば、村社昇格運動を地域史のなかに位置づけることが可能になるのであるが、これも今後の課題とせざるを得ない。

多くの課題を残したままであるが、まずは大正時代における村社昇格運動の一事例を紹介し、博雅の士のご教示を得たいと思う。

- (1) 神社合祀については、多数の研究書があり、代表的な研究として次のものが挙げられる。米地実『村落祭祀と国家統制』一九七七年 御茶の水書房、森岡清美『近代の集落神社と国家統制―明治末期の神社整理―』一九八七年 吉川弘文館、櫻井治男『蘇るムラの神々』一九九二年 大明堂。
- (2) 昇格運動については、市田雅崇による気多神社の官国幣社昇格運動を扱った研究などがあるが、村社昇格運動を直接扱った研究は管見の限りでは見当たらなかった。市田雅崇「民俗州境空間の歴史性・気多神社の官国幣社昇格運動と気多神の物語の変容」『哲学』一一九号 二〇〇八年 慶応大学。
- (3) 伊勢崎市『伊勢崎市史』通史編2（近世）一九九三年 伊勢崎市。
- (4) 村社昇格運動に関わる部分が、伊勢崎市『伊勢崎市史』資料編4（近現代1）一九八七年 伊勢崎市に抄録されているが、本稿では未収録部分については総代会所蔵の原史料に拠った。なお、「日誌」とともに「大正十二年六月／村社千本神社昇格書類／氏子総代人」「祭神及由緒記／村社千本木神社」など、村社昇格運動の基礎史料が現存しており、必要に応じて一部を参照した。以下、特に断わらない限り、同史料による。
- (5) 伊勢崎市『北千木町南千木町の民俗』（伊勢崎市民俗調査報告書第八集）一九八七年 伊勢崎市。
- (6) 同右文献。
- (7) 群馬県「那波郡神社明細表」、群馬県立文書館所蔵。
- (8) 茂呂尋常高等小学校編「郷土調査」、伊勢崎市立図書館所蔵。
 (立正大学文学部教授)